

札幌社保協 FAXニュース

2012年 1月5日(木)
社保協事務局 発行
Tel823-0867 Fax821-3701
E-mail:s-syaho@kin-ikyo.or.jp
http://www.sapporo-syahokyo.jp/

2012年・新年
今年もよろしく
お願いします

東区社保協 生保・国保・介護などで区交渉

東区社保協と生活と健康を守る会は、12/21に生活保護・国保・介護について区交渉を行いました。交渉には勤医協在宅・北部民商・勤医協中央病院・守る会から約40人が参加、区からは保護課・国保年金課・介護保険課から担当課長等が参加しました。



【生活保護】

生活保護制度改悪と基準引き下げについて～意見があったことを報告する。保護申請時の葬祭準備金積み立てについて認めてほしい～一律の指導など指摘のあったことについては、調べて回答する。

自動車の保有・使用について～厳しく制限されているのが実態だ。原則処分となっている。自立にむけて必要なものについては実態に合わせて車の保有を認める事もある。具体的に相談をさせてもらいたい。

【国保】

保険料の引き下げ～保険料を下げるためには一般会計から財源を繰り入れるしかない。札幌市は53億円繰り入れているが、これ以上は国保加入者以外の市民との公平性に問題がある。保険料滞納者への対応～保険料の未納、滞納者については、文書、電話、訪問などで納付勧奨をしている。資産調査などで資力があると判断したもののについては法的な対応もとることになる。急迫を要するような事態、医療費の支払いが困難な場合は保険証を発行する。

【介護保険】

「介護予防・日常生活支援総合事業」について、平成26年度までは実施しない。その後は、今後の検討。特別養護老人ホームの整備については、平成26年度に向けて1018床を計画的に整備をして行く。高齢化のスピードに追いついていないとの指摘はその通りだと思う。介護保険料滞納者にたいする罰則については、保険料が制度運用の大事な財源で納付者との公平性を保つため、法律に従って運営をしている。個々の事例については、各課と連携を取って対応をしていきたい。とても重要な指摘なので、札幌市に意見を上げていきたい。

避難所対策、国保・年金などで区交渉 西区社保協



西区社保協は12/22に、秋に行った避難所ウォッチングや、国保・年金などの要望を中心に西区交渉を行いました。区役所から6人、社保協からは守る会・新婦人・年金者組合・共産党・西区病院から11人が参加しました。

【避難所・放射能対策】

西区では冬に災害発生時の避難者数13,437人に対し、収容人数は19,320人となっている。市では避難者13万人に対応する救援備蓄物資を168か所の小学校に配置し、開設した避難所へ配送する計画にしている。

10月から本庁、清田・手稲・南区で放射線量測定始めた。災害マップ、放射線量は、インターネットで公開している。12月から学校給食の食品のセシウム・ヨウ素は、測定開始した。障害を持った人の避難などの対応は～地域

で福祉マップを作成していて少しずつ対応がが進むのではないかな。

【国保】

収納率が下がっており、払えない世帯の分を他の世帯が払うことになる。学資保険は、法令上差押え禁止財産とは規定されていない。納付の基準は、あるのか～区としては理由を示してもらわないと相談にもものれないので、払えない理由を聞く事からはじめている。

【年金】（消費税に頼らない最低保障年金、年金支給資格期間の短縮など）

区としては回答できる立場にないので、要望は、関係機関に報告した。

【乳幼児健診の民間委託をやめて】

2011年10月から関係団体や学識経験者からなる「市母子保健事業のあり方検討委員会」を設置し、乳幼児健診を含めた母子保健事業のあり方を検討している。

手稲区

**生活保護廃止処分決定
間違った決定を取消し、謝罪**



9歳の子どもの持つ母子家庭のSさんは、生活保護を受けていましたが、2011年3月にハローワークの「緊急人材育成支援事業」を利用し、就職のために専門技術習得をしようと、医療系の専門学校へ入学することになりました。ところが手稲区保護課は「子どもが専門学校に通学するなら世帯分離できるが、あなたの場合は（専門学校は生活保護の対象になっていないので）生活保護をやめないと学校へは行けない」と担当者から言われ、「辞退届」を強要されて、生活保護廃止とされてしまいました。

しかし、これは担当者・保護課の明らかな間違いで、人材育成事業は職業訓練事業であり、一般的な進学とは違います。保護課は生活支援給付金の12万円を収入認定しながら、生活保護の給付を続けるべきだったのです。

間違いを認めながら原状回復をせず、守る会の交渉に応じなかった手稲区

手稲区守る会と道生連はSさんの困窮を取り上げて、6月に保護廃止の撤回を求め交渉を要求しましたが、手稲区は個別の問題なので回答できない、交渉に応じないという態度をとりました。その後廃止決定の誤りを認めて7月から再度保護申請を受け付けたものの、当初の廃止処分は取り消せないと言いつけました。

粘り強い要求と調査で「間違った処分は取り消しができる」と認めさせ、原状回復へ

道生連は各団体の支援も呼びかけながら、本庁や道庁にも折衝し、明白な間違いの行政処分は取り消しができることを粘り強く明らかにしました。その結果11月に手稲区保護課はSさん、守る会に対し「廃止処分の取り消し」「謝罪」をしました。また交渉に誠実に応じる等を確認し、Sさんには遡って費用が払われました。

介護職員の処遇改善交付金事業の継続を求める意見書

札幌12月市議会で採択

国が介護報酬とは別に介護職員の待遇改善に出していた処遇改善交付金を、2011年度末で廃止しようとしているため、北海道医労連が全道の市町村議会に要請していた「介護職員処遇改善交付金事業の継続を求める意見書」が、札幌市議会で12月14日に採択されました。これは11/7に勤医労が札幌市議会を回り、各党・会派へ要請をしていたものです（写真）。12月市議会では、全議員の提出で国あてに採択されました。



<意見書案第2号> 介護職員処遇改善交付金事業の継続を求める意見書

- 1 介護職員処遇改善交付金事業を2012年4月1日以降も継続すること。
- 2 介護職員処遇改善交付金事業の対象職員を、介護職員以外の職種にも拡大すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年（2011年）12月14日札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣（提出者）全議員

北区社保協

生保・国保・介護等で区に要請

北区社保協と北区住みよくなる会は、12/16北区に対し合同で福祉や地域の改善要望書を提出し、その内容を区側に説明しました。各団体・地域から25人が参加しました。社保協からは戸田代表が要望書を提出し、内容の説明を行いました。2月に回答に基づく交渉の予定です。以下は主要な要望項目です。

【生活保護】 就労指導は個人の実情・特質にふさわしく具体的に支援を～精神疾患の人や知的障害の人に機械的な就労指導がされている、月5・6万円のパート収入の母親に増収を強要し仕事がないにも関わらず保護停止にした事例等を提示。

【国保】 滞納の差押えを機械的にせず、学資保険や葬儀費用・将来の介護費用等の蓄え、事業の運転資金等は簡単に納付資力として判断しないこと。一部負担（窓口支払い）減免制度を周知すること。

【特定健診】 市の付加健診料は非課税世帯も一律に500円だが、負担軽減を図ること。健診に胸部レントゲンを加えてほしい。

